

静岡県事務処理の特例に関する条例の施行のための知事の権限に属する事務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年7月30日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第37号

静岡県事務処理の特例に関する条例の施行のための知事の権限に属する事務に関する規則の一部を改正する規則

静岡県事務処理の特例に関する条例の施行のための知事の権限に属する事務に関する規則（平成12年静岡県規則第90号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後																				
(市町が処理することとされる事務)			(市町が処理することとされる事務)																				
第2条 次の表の中欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。			第2条 次の表の中欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。																				
<table border="1"><tr><td colspan="3">(略)</td></tr><tr><td>11</td><td>条例別表 第1の84の 項(2)に掲げ る事務</td><td>(略)</td></tr><tr><td colspan="3">(略)</td></tr></table>			(略)			11	条例別表 第1の84の 項(2)に掲げ る事務	(略)	(略)			<table border="1"><tr><td colspan="3">(略)</td></tr><tr><td>11</td><td>条例別表 第1の84の 項(30)に掲げ る事務</td><td>(略)</td></tr><tr><td colspan="3">(略)</td></tr></table>			(略)			11	条例別表 第1の84の 項(30)に掲げ る事務	(略)	(略)		
(略)																							
11	条例別表 第1の84の 項(2)に掲げ る事務	(略)																					
(略)																							
(略)																							
11	条例別表 第1の84の 項(30)に掲げ る事務	(略)																					
(略)																							

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和3年8月1日から施行する。